

# 小坂町住宅リフォーム支援事業

自ら居住する住宅について町内の事業者を利用して、リフォーム等工事を行う方に対し補助金を交付します。

町補助対象	補助率(工事費の)	補助限度額(最大)
町内に居住する世帯	20%	20万円まで

## ●変更点

(令和8年度～)

・高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)を用いた断熱化、LED照明器具への切換、家庭用設備(蓄電システム、蓄熱設備)の導入・改修、EV充電設備及び熱交換型換気設備等の導入・改修、下水道接続とそれに伴うトイレや浴室の改修、エアコン設置の全部またはいずれかの工事。

・令和8年3月までのリフォーム補助金交付実績は、全額リセットされ、新たに20万円までご利用になれます。

## 《対象者》

○補助対象者および補助対象住宅の世帯全員が、町税等を滞納していない方  
○小坂町に住民登録している方(工事完了後に町内に転居する世帯を含む)で、次のいずれかに該当する方

- (1)自ら居住する住宅(所有者は問わない)をリフォームする方
- (2)自ら居住する住宅が賃貸住宅の場合、所有者の同意を得てリフォームする方

## 《対象住宅》

○一戸建て住宅または共同住宅(併用住宅の場合は住宅部分のみを対象。賃貸住宅の場合は、専有部分のみ。)  
○建築後1年以上経過している住宅

## 《対象工事》

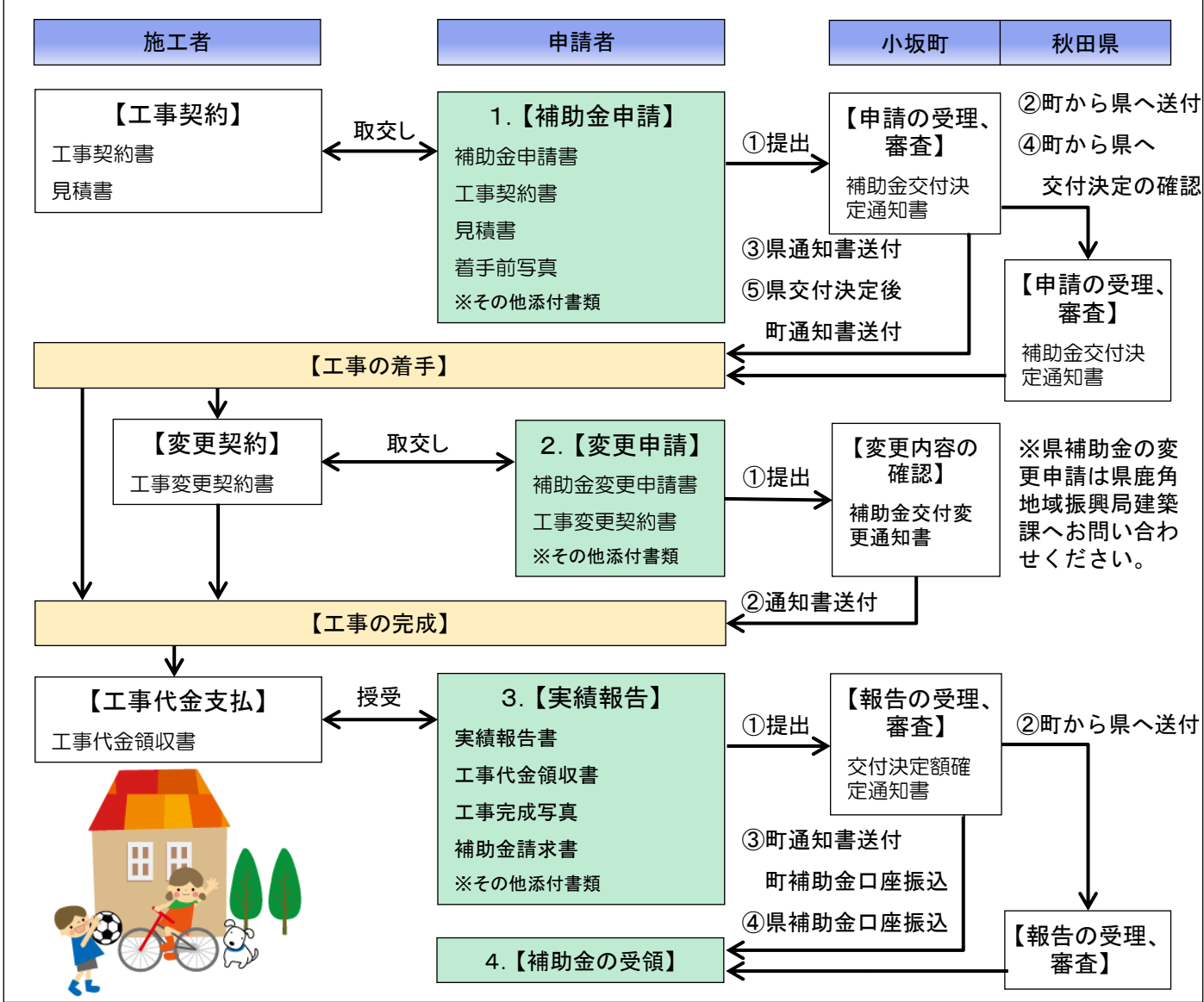
○工事費(消費税等含む)が10万円以上であること  
○町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主で町に登録している業者が施工すること

## 《補助率・補助限度額》

○算定式は、町補助金額 = (工事費 × 補助率) - 県交付決定額 ≤ 補助限度額となります。  
○補助率および補助限度額は上記表の通りとなります。  
○リフォーム等工事費が50万円以上の方で秋田県のリフォーム推進事業の交付決定を受けた場合は、上記表による算定額から県交付決定額を差し引いた額となります。  
○交付額20万円まで年度につき1回申請できます。  
○令和12(2030)年度までの事業です。

**申請受付期間 令和8年9月30日(水)**

- 申請期限以前でも予算がなくなり次第、受付を終了します。
- 交付決定通知が届いてから着工するようご注意ください。
- 実績報告書を令和9年3月31日までに提出できる工事が対象です。



## 補助対象工事の例

- 窓ガラスの交換工事(断熱改修など)
- 外壁、屋根、天井などの断熱化工事
- 下水道接続工事に伴う浴室、トイレなどの水回り改修
- 住宅用太陽光発電システム設置工事
- 下水道接続工事
- 蓄熱設備機器設置工事
- エアコン設置工事
- EV充電設備
- 熱交換型換気設備 など

## これらの工事は補助対象にはありません

- 農業用の車庫・物置
- 家電製品の設置・取付(エアコンは除く)
- 防犯カメラ取付
- インターネットなどの配線工事
- 公共工事に伴う補償工事
- 他の補助制度などで補助金の交付を町から受けている工事
- 外構工事(門・塀の設置)
- 解体工事 など

このほか工事内容や補助金の趣旨を鑑みて対象外となる場合がありますので、ご不明な場合は事前にご相談ください。

【お申込・お問い合わせ先】 小坂町役場建設課建設班

〒017-0292小坂町小坂字上谷地41番地1 TEL29-3910 FAX29-5481